



「健康三兄弟」

## 健康保険証は令和7年12月2日以降使えなくなります

昭和2年から交付が始まった健康保険証は、令和7年12月1日をもって完全廃止となり、12月2日以降はマイナンバーカードによる保険証利用を基本とした仕組みに統一されます。

以降は以下の形態で医療機関を受診していただきますようお願いします。

なお、お手元の健康保険証は、令和7年12月2日以降、裁断するなど確実な方法で処分していただくか、記号・番号の確認用として保管してください。（健康保険組合や事業所による回収は行いません。）

### 令和7年12月2日以降の受診方法

・マイナンバーカードの保険証利用（『マイナ保険証』）登録をして受診してください。

※ マイナンバーカードの電子証明書は5年ごとに更新が必要です。失効しないようご注意ください。

※ 医療機関のカードリーダーの故障等に備えて『資格情報のお知らせ』も携帯ください。

[☞更新手続きについて - マイナンバーカード総合サイト](#)

・令和7年10月末時点でマイナ保険証の準備が間に合わなかった方は、事業所経由で配布しました『資格確認書』で受診してください。ただし、資格確認書には有効期限がありますので、早めにマイナ保険証への切り替えをお願いします。

・マイナ保険証の利用登録を行い、資格確認書が不要になった場合は、ご自身で処分せず会社の人事課へ返却してください。

#### 【参考】

厚生労働省で作成した案内

■ 12月2日以降医療機関を受診するには？

[☞12月2日以降受診等の案内](#)

■ マイナ保険証を準備するには？

[☞マイナンバーカードの健康保険証利用方法等](#)

■ マイナ保険証多言語案内

[☞My Number Card as your Health Insurance Certificate \(Foreign Language Brochures\)](#)

■ 健保連で作成したマイナ保険証関連動画

[☞マイナ保険証について動画で確認！](#)